

24-D-0681  
2024年8月26日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 株式会社ジャックス

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

株式会社ジャックス(証券コード:8584)

評価対象

株式会社ジャックス  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 概要

株式会社ジャックスは、三菱 UFJ 銀行の持分法適用関連会社（出資比率 20%）で、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）の信販大手。クレジット事業、カード・ペイメント事業（カード、集金代行、家賃保証）、ファイナンス事業（住宅ローン、銀行個人向けローン保証）、海外事業を展開している。海外事業では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジアに進出している。

ジャックスは、株主をはじめとした、顧客、取引先、役職員、社会や環境などのあらゆるステークホルダーの信頼と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたり、企業のサステナビリティを重視した経営を進めている。アニュアルレポートでは、気候変動や自然災害を課題と認識した上で、ジャックスグループの強みを活かしてサービスを提供することにより、「消費者の豊かで満足感のある暮らし」「環境負荷の軽減と資源の節約」等を社会に提供する価値として開示しており、業務を通じて環境への取り組みを中長期的に進めていく姿勢を示している。

一般の評価対象は、ジャックスがグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）による資金調達を行うために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2021 年 11 月 15 日にジャックスの本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、ジャックスがオリジネーターとなる証券化商品を本フレームワークの対象となるべく拡張することを目的として、ジャックスが本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

対象となる証券化商品は、ジャックスが受託者である信託銀行に対して、本フレームワークの適格クライテリアを満たす債権を含めた割賦債権を信託譲渡し、その見合いとして交付される信託受益権となる（図 1 参照）。今後実行される予定の証券化商品においては、適格クライテリアを満たす割賦債権と合わせて適格クライテリアを満たさない割賦債権も信託譲渡の対象となることが想定されている。信託受益権は、本フレームワークに定める適格クライテリアを満たす債権金額に相当する金額がトランシェ分けされ、グリーンファイナンスとして交付される。

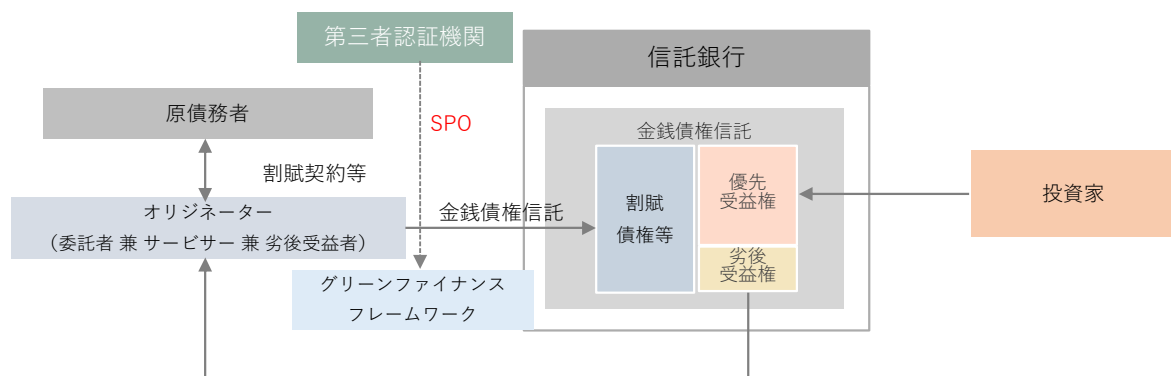


図 1：スキーム図<sup>5</sup>

JCR では 2021 年 11 月時点で、ジャックスの定めた適格クライテリアに対して環境改善効果を有すると判断している。適格クライテリアに変更はなく、JCR では引き続き、資金使途の対象となるプロジェクトに対して環境改善効果があると判断している。

ジャックスにおいては、前回評価時と同様に、専門的知見を有する部署及び経営陣が選定プロセスに関与する仕組みが引き続き確保されている。グリーンファイナンスによる調達資金は、証券化

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>  
<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>  
<sup>3</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>  
<sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>  
<sup>5</sup> 出典：三菱 UFJ 信託銀行提供資料

商品かどうかにより細かい管理方法が異なることとなるが、いずれの場合も適切に定められている。レポート内容についても、これまで開示された内容はいずれも適切であり、今後についても、本フレームワークに基づく情報開示が引き続き予定されており、開示内容の適切性、透明性ともに確保されている。以上より、ジャックスのグリーンファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様に適切であり透明性が高いことを、JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

ジャックスでは、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

### 2.1 調達資金の使途

当社はグリーンファイナンス（グリーンボンド、グリーンローン**及び適格クライテリアを満たす証券化商品を**対象とします）で調達された資金を、以下の適格プロジェクトに関連する既存のプロジェクトの実行資金もしくはリファイナンスに充当します。

#### 2.1.1 対象プロジェクト

当社はグリーンファイナンスで調達された資金を、以下のいずれかのプロジェクトに充当する予定です。

##### 適格クライテリア 1

対象プロジェクトは、当社産業用及び家庭用ソーラー取扱基準に合致した提携加盟店が施行・販売し、健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たす太陽光発電設備※向け割賦債権とします。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 顧客への設備販売・設置工事等を行う当社提携加盟店が、対象設備の建設・設置にあたり潜在的なリスクの影響について対策を行っていることを確認していること  
（詳細は「2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス」参照）
- 発電事業者向けについて、発電事業の継続性が確保できること
- 既に実行済みの債権流動化の対象となっていないこと（償還に伴う譲渡抹消登記済分を除く）
- 3ヶ月以上の延滞債権ではないこと

##### 適格クライテリア 2

対象プロジェクトは、当社の提携基準を満たした加盟店が施工・販売し、健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たす蓄電池設備向け割賦債権とします。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 既に実行済みの債権流動化の対象となっていないこと（償還に伴う譲渡抹消登記済分を除く）
- 3ヶ月以上の延滞債権ではないこと

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

ジャックスは、本フレームワークで対象とする資金調達手段を、ジャックスが直接発行/実行するグリーンボンド/グリーンローンに加え、ジャックスがオリジネーターとして信託受益権及び信託 ABL の形式で調達する証券化商品を対象とするため、本フレームワークを変更している。また、今般の変更によりジャックスでは資金使途の対象に設定していたルックバック期間を廃止している。

### 資金使途の対象となる割賦債権の概要

資金使途の対象となるプロジェクトは、2021 年 11 月時点のフレームワークと同じ、ジャックスが顧客に対して提供する太陽光発電設備向け割賦債権および蓄電池設備向け割賦債権である。当該商品は、ジャックスが提携している加盟店を通じ、太陽光発電設備および蓄電池設備の設置を目的として一般家庭または法人顧客に対して実行するローンである。加盟店が取り扱う太陽光発電システムの設置にかかる代金について顧客が分割払いを希望した場合に、ジャックスが加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。

個人顧客に対する割賦債権の平均値は約 330 万円で、設置される太陽光パネルの平均出力は 5.3 kW である。一方、法人顧客に対する割賦債権の平均値は約 1,353 万円である。設置される太陽光パネルの平均定格出力は 49.5 kW である。顧客は、ジャックスの支店網を反映して、個人、法人ともに全国に分散されている。

ジャックスは、固定価格買取制度開始前の 1998 年からソーラーローンの取扱いを開始しており、太陽光発電設備の普及拡大に寄与するとともに顧客のニーズの変化に合わせて業務を展開することにより実績を伸ばしている。固定価格買取制度の満了を迎えた家庭用ソーラーやレジリエンス強化に対する需要者に対して、ジャックスは、蓄電池設備を対象とした割賦債権を提供することにより顧客の継続的、安定的な太陽光発電設備の利用を促すことで、環境にかかる取り組みを進めている。

### 本フレームワークの変更点 1：本フレームワークによる資金調達手段の拡張

本フレームワークの変更により、ジャックスは同社がオリジネーターとなる証券化商品を資金使途の対象に加えている。対象となる証券化商品は、ジャックスが受託者である信託銀行に対して、本フレームワークの適格クライテリアを満たす債権を含めた割賦債権を信託譲渡し、その見合いとして交付される信託受益権となる。今後実行される予定の証券化商品においては、適格クライテリアを満たす割賦債権と合わせて、リフォームローン等適格クライテリアを満たさない割賦債権も信託譲渡の対象となることが想定されている。信託受益権は、本フレームワークに定める適格クライテリアを満たす債権金額に相当する金額がトランシェ分けされ、グリーンファイナンスとして交付される。

ジャックスは、適格クライテリアを満たす割賦債権を譲渡対象債権の一部として信託譲渡する。受託者である信託銀行は、ジャックスから譲り受けた債権を原資に信託受益権を交付し、信託受益権の交付金より、優先・劣後構造、流動性資金等スキーム上必要な資金を除いてジャックスに受益権譲渡代金として支払う。この一連の流れが証券化商品を通じた資金調達の一例となる。なお、ジャックスは証券化商品における資金調達で、グリーン適格資産への充当代金として必要な資金のリファイナンスを行うことになり、当該証券化実行直後にジャックスにおいて即座に資金充当が完了することを確認している。



## 本フレームワークの変更点2：ルックバック期間の廃止

ジャックスは今般のフレームワークの更新で、ルックバック期間を廃止している。

従来ルックバック期間は、特に長期にわたるグリーンプロジェクトに係るグリーン性の担保のため、資金使途の対象とできる期間をファイナンス実行から一定期間以内に限定する際に、当該遡れる期間として定められた期間を指す。ジャックスでは従来まで、ルックバック期間を24ヶ月として資金使途の対象となる割賦債権を選択していた。しかし、通常のグリーンボンド及びグリーンローンに加え、証券化商品の裏付けとなる割賦債権は、譲渡対象となる時点での債権残高が反映された状態になっており、割賦債権として実行してからの債権の残高の減少を織り込んでいる。これは実質的には当該債権の環境的な価値を期間の経過とともに減少させていることと同じであり、実質的にルックバック期間の概念を織り込んだ運用となっている。この実態を踏まえ、適格クライテリアにおいて設定しているルックバック期間の廃止によって、ジャックスの資金使途の対象となるプロジェクトの選定及びフレームワーク運営に懸念すべき事項はなく、引き続き環境改善効果を有するプロジェクトが適切に選択される仕組みが構築されているとJCRは評価している。

### 適格クライテリアにおける環境改善効果

太陽光発電は太陽光をエネルギー源とすることで化石燃料を代替し、温室効果ガス（GHG）削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。このため、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも重要な役割を期待されている。同計画によると、2050年の「カーボンニュートラル宣言」、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
<b>省エネ</b>		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	<b>6,200万kl</b>
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
<b>電源構成</b>	<b>再エネ</b>	(18% ⇒ 22~24%)	<b>36~38%*</b>
発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	<b>水素・アンモニア</b>	(0% ⇒ 0%)	<b>1%</b>
	<b>原子力</b>	(6% ⇒ 20~22%)	<b>20~22%</b>
	<b>LNG</b>	(37% ⇒ 27%)	<b>20%</b>
	<b>石炭</b>	(32% ⇒ 26%)	<b>19%</b>
	<b>石油等</b>	(7% ⇒ 3%)	<b>2%</b>
		太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。 (再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%

図2：第6次エネルギー基本計画 概要<sup>6</sup>

<sup>6</sup> 出典：資源エネルギー庁 「第6次エネルギー基本計画の概要」



既に再生可能エネルギーの発電量（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）は、2022年度時点で全体の発電量の約21.7%、太陽光発電のみに絞ると全体の発電量の約9.2%であり、水力の発電量を上回る大きな比率を占めている<sup>7</sup>。また、太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一、世界第3位の累積導入量となっている<sup>8</sup>。これらのことから、太陽光発電は、日本の2050年カーボンニュートラル、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に向けて、すでに主力の電源の一つとなっている。

再生可能エネルギーの中でも、家庭用太陽光発電システムは、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーのコスト低下やレジリエンス強化に対する関心の高まり等により、再生可能エネルギーを始めとする分散型エネルギーリソースの導入拡大は今後も拡大していくことが期待されている。

太陽光発電、風力発電といった再生可能エネルギーは、<sup>かんげつてき</sup>間歇的なエネルギー源（Intermittent Energy Source）とも呼ばれ、日射量や風況といった気象条件によって発電量変動し、安定した電力供給が難しいといった特性を有している。蓄電池は、この再生可能エネルギーの発電特性を補うもので、再生可能エネルギーの発電量が多いときにエネルギーを貯蔵しておき、再生可能エネルギーの発電量が減少し、需要を満たせなくなったときに保存していたエネルギーを電力に変換して供給することで安定的な電力供給を可能とするものである。国際エネルギー機関（IEA）が公表しているWorld Energy Outlook2023によると、電化、再エネ利用を進めつつ電力の安全・安定供給を担保するためには、短期的なフレキシビリティ（調整力）<sup>9</sup>を有する蓄電池やデマンドレスポンス<sup>10</sup>が重要な役割を果たすため、Net Zero Emission シナリオにおける蓄電池の容量は2022年の45GWから、2030年には1,018GW、2050年には4,199GWまで増加すると見込まれている<sup>11</sup>。また、日本においても、2022年2月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」において、再エネ政策の今後の進め方として、再エネ大量導入に向けた系統整備/調整力の確保が1つの柱と位置づけられており、分野別投資戦略の中で系統用蓄電池の導入量について、2030年に累計14.1~23.8GWh程度と公表されている<sup>12</sup>。以上より、今後蓄電池の導入が加速することが予想される。前述の通り、再生可能エネルギーの拡大には、蓄電池設備の拡大は不可欠であるため、ジャックスによる蓄電池の取り扱い、前述の太陽光発電設備の拡大を後押しする取り組みであるとJCRでは評価している。以上より、本スキームにおいて資金使途となっている太陽光発電は国内における政策課題の上でも重要であるとJCRでは評価している。

<sup>7</sup> 経済産業省 資源エネルギー庁 令和4年度（2022年度）エネルギー需給実績（確報）（令和6年4月12日公表）  
[https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total\\_energy/pdf/honbun2022fykaku.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/honbun2022fykaku.pdf)

<sup>8</sup> IEA, 2023, Snapshot of Global PV Markets 2023

<sup>9</sup> 瞬間的な変動、時間、日、週や季節的な需要と供給の変動に確実かつコスト効率よく対応する電力システムの能力のこと。

<sup>10</sup> 電力の需要量を供給量に合わせる手法のこと。需要応答ともいう。具体的な方法として、電力需要が供給を上回る時間帯に空調や照明等の負担設備を調整・停止させることで電力需要を抑制する方法や、電力供給が需要を下回る時間帯に蓄電池や電気自動車充電することで、その時間帯の電力需要を創出する方法がある。

<sup>11</sup> IEA "World Energy Outlook 2023"

<https://iea.blob.core.windows.net/assets/86ede39e-4436-42d7-ba2a-edf61467e070/WorldEnergyOutlook2023.pdf>

<sup>12</sup> 経済産業省（2023年）分野別投資戦略 参考資料（蓄電池）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222005/20231222005.html>

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

ジャックスが本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（前回評価時から変更点は特段なし）。

### プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

#### 2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社財務部がクレジット企画部及び関連する事業部門と協議を行い、適格クライテリアを満たす適格プロジェクトを選定します。グリーンファイナンスの調達に際し選定された適格プロジェクトについては、CFO または経理・財務担当の役員が最終決定します。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、これらの論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

ジャックスが本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### 2.3 調達資金の管理

当社はグリーンファイナンスのうち**証券化商品による調達を控除した残高**（以下、「グリーンファイナンス残高」といいます。）が存在する限り、適格基準を満たす割賦債権残高がグリーンファイナンス残高以上になるよう維持しながら分別管理する予定です（分別管理される割賦債権を適格プールといいます）。適格プールは、グリーンファイナンスによる資金調達後に財務部により適格基準を満たす債権を抽出することにより選定され、当社の割賦債権を管理する電子ファイルに記録することで分別管理されます。適格プールの残高は四半期に一度財務部の担当者により確認され、適格プールの残高がグリーンファイナンス残高を下回る場合には、未充当資金が発生したと認識し、①グリーンファイナンス残高以上になるよう、適格プールに適格基準を満たす割賦債権を追加する、もしくは②未充当資金が発生した旨、当社のウェブサイトにて公表することを予定しています。適格プールの残高管理の確認結果は、財務部長が確認することにより社内での統制を確保します。

調達資金が適格事業・プロジェクトへ充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。調達資金はグリーンファイナンス実行から 1 ヶ月以内に充当されることを見込んでいます。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

ジャックスは、本フレームワークの資金管理体制のうち、グリーンファイナンスが証券化商品である場合に、適格基準を満たす割賦債権の分別管理を不要とする旨変更している。

本フレームワークで定められたジャックスの資金管理体制の一環として、ジャックスは実行したグリーンファイナンスと同額以上の、適格基準を満たす割賦債権を、当該グリーンファイナンスの償還/返済時まで分別管理することとしている。これは、グリーンファイナンスで調達した資金と資金使途の対象を明確にするための仕組みの一つとしての役割がある。

一方、今般グリーンファイナンスの調達手段として追加されたに証券化商品においては、証券化商品の実行時において、資金使途の対象となる割賦債権は受託者に信託譲渡する時点で明確になる。従来の調達手段として想定されていたグリーンボンド及びグリーンローンでは、資金調達時において資金使途の対象となるプロジェクトが明確になりにくい観点があり、そのため償還/返済までの期間中適格プールを維持・管理する仕組みを導入しているが、証券化商品は実行時の資金使途の対象が明確であるため、適格プールを維持管理するという、追加的な手当てにより調達資金を管理することが不要である。

以上より、JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、引き続き適切であると評価している。

## 4. レポーティング

ジャックスが本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（前回評価時から変更点は特段なし）。

### レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

#### 2.4 レポーティング

##### 2.4.1 資金充当状況レポーティング

当社は、適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、調達資金の充当状況（充当額及び未充当額等）を年次で、当社ウェブサイト上に開示します。

開示内容は、プロジェクトカテゴリ単位での資金充当額、調達資金の未充当資金額及び調達資金毎の充当額全額のうち既存の支出として充当された金額です。

なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

##### 2.4.2 インパクト・レポーティング

当社は、以下の環境改善効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で年次で当社ウェブサイト上に開示します。

適格プロジェクト	環境改善効果等
適格クライテリア 1.を満たす太陽光発電設備向け割賦債権	年間 CO2 排出削減量（出力規格に基づく理論値） 年間発電量（出力規格に基づく理論値）
適格クライテリア 2.を満たす蓄電池向け割賦債権	当社が提供する蓄電池ローンで顧客が保有する蓄電池の定格容量

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポーティングについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、かかる論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切と評価している。

なお、ジャックスのウェブサイトにおいて、資金充当レポーティング、インパクトレポーティングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

## 5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

ジャックスは、2022 年度を始期とする 3 ヶ年中期経営計画「MOVE 70」において、創業 70 周年の節目の年にあたる 3 年後のあるべき姿を描き、それを経営戦略に落とし込んでいる。あるべき姿の一つとして、「ESG 経営」が掲げられており、自社のサービスを通じて環境保全・社会課題解決に貢献していくことに合わせ、ガバナンスの高度化を図ることを目指している。

ジャックスでは、ESG 経営のより具体的な取り組み事項及び目標を 5 つのマテリアリティとして開示している。各マテリアリティでは、注力したい取り組み事項及び KPI、2024 年度までの各年の数値目標が定められている。本フレームワークで資金使途の対象となっているソーラーローンを推進すること、そしてジャックスがこれらソーラーローンを資金使途の対象としてグリーンファイナンスを実行することにより、5 つのマテリアリティのうち「脱炭素社会実現への貢献」にある、「ファイナンスサービスを通じた脱炭素化の実現」に貢献することとなる。

ジャックス マテリアリティ
安心・安全で利便性の高いサービス提供
環境の保全
脱炭素社会実現への貢献
多様性と人権の尊重
ガバナンスの高度化

また、ジャックスではマテリアリティのうち「環境の保全」に係る目標として、温室効果ガス排出量削減目標を設定し、2019 年度を基準年として、2030 年度までに Scope1・2 を 50%削減、Scope3 を 30%削減すること、2050 年度までには Scope1・2・3 でネットゼロを目指すとしている。

ジャックスにおけるサステナビリティへの取り組みは、経営企画部門であるコーポレートコミュニケーション部内に設置されたサステナビリティ推進室の主導により行われている。本部の関連部門長によって構成された、ESG 推進のための会議は定期的に行われており、討議の結果についてはサステナビリティ推進リーダーである経営企画担当役員により経営会議及び取締役会へ報告が行われることにより、サステナビリティに関するガバナンス体制が構築されている。

以上より、JCR では、ジャックスの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・後藤 遥菜



## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル